

子ども・子育て会議（第19回）、  
子ども・子育て会議基準検討部会（第23回）合同会議  
議 事 次 第

日 時 平成26年10月24日（金）10：00～12：30

場 所 中央合同庁舎第4号館12階共用1208特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

- （1）特例給付・特例地域型保育給付について
- （2）認定こども園に係る対応について
- （3）その他

3. 閉 会

【配布資料】

- 資料1 特例給付・特例地域型保育給付について
- 資料2 認定こども園に係る対応について
- 参考資料1 子ども・子育て支援新制度の施行に向けた国の周知・広報等の取組状況
- 参考資料2 委員提出資料
- 参考資料3 全国小規模保育協議会提出資料

○無藤会長 それでは、定刻になりましたので、「第19回子ども・子育て会議、第23回子ども・子育て会議基準検討部会合同会議」を開始いたします。

お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日の委員の御出欠につきまして、事務局より御報告をお願いいたします。

○長田参事官 おはようございます。御出欠について御報告をいたします。

秋田委員、内田委員、柏女委員、小室委員、佐藤博樹委員、高尾委員におかれましては、御欠席でございます。

また、尾崎委員、溜川委員におかれましても御欠席でございますが、それぞれ代理といたしまして、高知県地域福祉部長の井奥様、全国認定こども園連絡協議会会長の木村様に代理で御出席をいただいております。

また、榊原委員におかれましては、所用により遅れて御出席予定と伺っております。

以上でございます。本日、33名中25名の委員の御出席予定ということでございまして、定足数である過半数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日、冒頭、担当の有村大臣が御出席をして御挨拶をさせていただく予定としてございましたが、国会の質疑が当たりました関係で失礼をさせていただきますことをあらかじめお断りをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。資料につきましては、議事次第に記載のとおりです。資料1から参考資料までお配りしてございます。漏れなどがあれば事務局にお申しつけください。

それでは、議事に入らせていただきますが、本日の予定ですけれども、まず特例給付につきまして事務局からの御説明を受け、その後、御議論をお願いしたいと存じます。

続きまして、認定こども園についての対応について事務局からの説明を受け、その後、御質問及び意見交換をお願いしたいと存じます。

それでは、早速ですけれども、特例給付について事務局から御説明をお願いいたします。

○朝川保育課長 保育課長です。

資料1をご覧くださいと思います。特例給付についてです。

1 ページ目でございますが、特例給付について、法的な整理を書いておりますけれども、まず給付費には大きく分けて類型が4つあるということを書いております。

通常、公定価格などの議論をしているときには、ここの中のi)とiii)、施設型給付費と地域型保育給付費について議論をさせていただいているわけですけれども、制度的に施設型給付、地域型給付、それぞれに特例給付費という仕組みが設けられているわけでございます。

ii)のところを見ていただきますと、どういった場合にこの特例給付費が出るかということが書いてございますが、市町村が必要と認める場合ということで3つ書いてございます。認定申請後、認定の効力が発生するまでの間の給付費の場合と、2つ目は幼稚園を利用する保育認定を受けた子ども、3つ目は保育所を利用する教育標準時間認定を受けた子ども、こういった場合に出る。地域型保育の特例給付費も基本的には同様でございます。

2 ページ目でございますけれども、(2) ということで、特例給付の利用形態ということでございます。この1つ目の○の3行目ですけれども、特例給付費というのは緊急利用時の償還払いや地域に認定区分に対応する施設がない場合など、本来であれば給付を支給できないものについて例外的に市町村が必要と認める場合に給付するというところでございます。

以下、パターンに応じて、この特例給付費について、どういった場合にどういった公定価格を出していくかということを整理してみたものでございます。

まずIとしまして、緊急利用時の償還払いについてでございます。これは認定申請後、認定の効力が発生するまでの間、緊急その他やむを得ない理由により出るということで、a～dということで4つのパターンが書いてありますが、いずれも共通して認定区分に対応した施設を利用するというところでございます。

具体的に想定される事例としまして下半分のところに書いてありますけれども、1つは例えば教育標準時間認定を受けた子どもについて、年度途中で引っ越しに伴って市町村を越えて転園する場合、転園先で認定を受ける必要がありますが、すぐ認定がおりないケースがあるかと思いますので、その間に出す給付として特例給付があるというのが1つ。

もう一つは、保護者の緊急的な入院などによって保育の必要性が突然生じた場合、緊急に保育所等への入所が必要な場合に、支給認定書の交付が間に合わない、そういう場合です。

3つ目は、震災等によって認定が間に合わないというケースでございます。

一番下の矢印にあります。公定価格については、認定区分、施設・事業に応じた公定価格、したがって、通常の公定価格ですけれども、それを基準として市町村が定めた額で。市町村が定めた額のところに小さいアスタリスクをつけていますが、一番下の行を見ていただきますと、これは市町村が定めた額とは書いてございますが、国の基準の公定価格と異なる額とすることは基本的には想定されていないというものでございます。

施設側に入る金額としては、この公定価格から、認定区分に応じた利用者負担を控除した額を償還払いするという取り扱いになるということでございます。

3 ページ目ですけれども、大きい2つ目の類型です。本来の定員設定がない施設事業を利用する場合、例えば例外的に1号のお子さんが保育所に入るような場合、そういうような場合を想定しています。以下、幾つかのパターン、e、f、g、hと書いてありますけれども、それに共通する考え方として、まず、1つ目のポツに考え方を整理してあります。

公定価格の設定上、施設・事業ごとに策定する費用が異なっているわけです。これは例えば保育所と幼稚園では基本単価に入っているものも若干違いますし、加算の内容も異なっているという状況があるというのが1つまずあって、実際はその施設が運営基準に基づいて施設事業に適用される基準でサービスを提供するということになっておりますので、この特例給付の設定に当たって、実際に利用する施設・事業の公定価格をベースに考えていく必要があるということをご共有の考え方として書いてあります。

要するに、幼稚園を利用する場合は、仮に例外的に2号のお子さんが利用する場合も、幼稚園のほうの単価をベースに考えていく必要がある。逆に、保育所を1号のお子さんが利用する場合も、保育所のほうの単価をベースに考えていく必要があるということでございます。

1つ目の○ですけれども、地域に認定区分に対応する施設がない場合などということで、まずeということで1つ目の類型は、教育標準時間認定を受けたお子さんが保育所を利用する場合、以下のケースに該当するものとして市町村が認める場合に特例給付が出得るということです。

想定される具体的な事例としましては、教育標準時間認定を受けたお子さんが、地域に幼稚園や認定こども園がないということで保育所を利用するケースが1つ想定されます。

2つ目は、保育認定を受けて保育所を利用していたのだけれども、保護者の就労状況の変化、仕事をやめられたとか、そういうことで保育認定の際の要件に該当しなくなったのだけれども、5歳児など小学校就学までの円滑な移行に配慮することが必要なケース、こういったケースが想定されます。そのときの価格については矢印のところですが、保育所の2号認定、短時間のほうの認定の単価（基本分）から、給食材料費相当額を控除した額、これが公定価格で、そこから1号認定の利用者負担の額を控除した額を支給する、そういう形になります。

次にfのケースですけれども、これは今の逆側です。保育認定を受けた3歳以上のお子さん、2号認定のお子さんが幼稚園を利用する場合、以下の2つに該当するような場合で市町村が認める場合ということで、想定される具体的な例は、2号認定を受けたお子さんが地域に保育所、認定こども園がないため、幼稚園を利用するケースというのが1つ。

もう一つは、2号認定を受けたお子さんが保育所、認定こども園、特定地域型保育事業を希望したのだけれども、利用調整の結果、定員に空きがないことから幼稚園に入園するようなケース、こういうようなケースに特例給付を出すということです。そのときの価格はということで矢印ですが、こちらは幼稚園の1号認定の公定価格から1号認定の利用者負担額を控除した額を支給するということです。

一番下の行にありますとおり、その上で、通常教育時間を超える利用については、幼稚園型の一時預かり事業によって対応していくということでございます。

次に、説明の都合上、5ページ目を見ていただきまして、hというケースです。こちらは地域型保育についてですけれども、保育認定を受けたお子さんで、3歳以上のお子さん、2号認定のお子さんが特定地域型保育事業を利用する場合で以下のケースに該当するものとして市町村が認めた場合でございます。

2つの想定される事例を書いておりますけれども、まず、1つは、3歳未満の保育認定を受けたお子さん、3号のお子さんが年度の途中で3歳を迎えた。当該年度内において引き続き地域型保育を利用するケース、これがまず考えられます。

その次にまた書いておりますのは、満3歳を迎えた年度を超えても、なお受け入れ先の確保が困難な場合。こちらは考え方としては、できる限り4歳を迎える年度中に受け入れ先を確保するのが基本ですが、市町村がやむを得ないと判断する場合に限り、引き続き地域型保育の利用をすることを可能とするということです。これが1つ。

2つ目は、同じく地域型保育を3歳未満、3号として利用していたお子さんが、年度の途中で満3歳を迎えたのだけれども、保護者の希望で市町村が必要と認める範囲内で、引き続

き地域型保育を利用するケース。

3つ目は、離島その他の地域に所在していて、地域に特定教育保育施設が存在しない場合、こちらについてはまた別途6ページのほうで見ていただきます。

したがって、上の2つのケースについてですけれども、まず小規模のA型、B型、事業所内保育についてどういう単価かといいますと、矢印の1個目のところで、地域型保育の2歳児の単価の基本分に一定割合を乗じて得た額、これが公定価格で、そこから2号の利用者負担額を控除して支給するということとございます。

なおということで、※印で、満3歳の誕生日を迎えた年度の中では、2歳児の公定価格を適用する、3号の利用者負担を控除するということとございます。ここでアスタリスク、小さい星が2つ、\*1と\*2とあります。2歳児単価にかける一定割合というのは何なのかというのがまず下のほうに\*1で書いてあるところです。こちらは2歳児の単価と3歳児であれば3歳児の単価を比べる。4歳児であれば、2歳児の単価と4歳児の単価を比べるということで、その配置基準、給食費の取り扱い等を考慮して、国が一定割合を設定するということとございます。要するに3歳児であれば、3歳児相当に単価がなるように設定するのがまず基本だということが書いてあります。

ただしということで、実際、地域型保育は3歳未満児の利用を想定して職員体制が組まれていることが想定されますし、また連携施設の設定に当たって5年の経過措置を講じている、そういったことがありますので、当面地域における3歳以上児の教育・保育の提供体制を勘案する必要があります。したがって、ただし書きの3行目ですけれども、定員19人以下の事業所かつ3歳以上児の利用が利用定員の3割未満である場合、こちらは、2歳児の単価の基本分から主食費相当額を控除した額、こうしたらどうかということと。さらになお書きとして書いてございますのは、地域における提供体制に鑑みて、十分な提供体制がないようなケースですけれども、利用定員の3割以上となることがやむを得ないと市町村が認めた場合は、この「3割」をさらに高い割合とすることを可能とするということとございます。

戻りまして、2つ目の矢印のところですが、家庭的保育と小規模のC型の単価につきましては、こちらは年齢ごとの単価が設定されておりませんので、地域型保育給付の基本分の単価から主食費相当額を控除した額、そちらから2号の利用者負担額を控除した額を支給するということとございます。

以上がhですが、4ページ目に戻っていただきまして、gのケースです。こちらは5ページ目と基本的に同じ構図なのですが、こちらは1号の認定を受けたお子さん、教育標準時間認定を受けたお子さんが地域型保育を利用するケースです。想定される具体的な事例としましては、1つ目、教育標準時間認定を受けたお子さんが、地域に幼稚園、認定こども園がない、定員に空きがないため、地域型保育を利用する場合。

2つ目は、教育標準時間認定を受けたお子さんが保護者の希望で事業所内保育事業の従業員枠を利用するようなケース。

3つ目は、離島、その他の地域で特定教育保育施設が存在しない場合です。

単価につきましては、基本的には今5ページ目のほうで見ていただいたものと同じで、小

規模のA型、B型、事業所内保育につきましては2歳児単価を基本に一定割合を乗じて得た額から、1号認定の利用者負担額を控除する。家庭的保育と小規模のC型については、地域型保育給付の基本分の単価から給食材料費相当額を控除した額から1号認定の利用者負担額を控除した額ということでございます。

最後に6ページ目ですけれども、大きく分けた3つ目の類型です。離島、その他の地域における取り扱いでございます。こちらは今へき地保育という保育施設の類型が現行制度であるわけですけれども、へき地においてなかなかいろんな基準が満たせない、したがって、認可保育所になっていないようなものが今存在しておりまして、そちらに対しても国の補助金で支援をしているわけです。そういったものをこの新しい制度でどのように取り扱っていくか、これは特例給付の支給対象にしていこうということでございます。

○に書いてございますけれども、特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域で、i、j、kと3つ書いてございますが、これは1号、2号、3号を分けて書いてあるだけで基本的に同じですけれども、特定教育・保育、地域型保育以外の事業を利用する場合に特例給付として支給する。その支給する場合に、その額は、矢印のところですが、こちらは国が定める額で、これは一律の額を定めるというよりも、かなり個別の園ごとに状況が違うので、事案ごとに個別に承認をしていくことで、それを基準として市町村が定める額。そちらから認定区分に応じた利用者負担額を控除した額を支給するということでございます。

その際、※印に書いてございますのは、今やっておりますへき地保育事業、ここから6ページ目の取り扱いに移行することが想定されるわけですけれども、この6ページ目の扱いは特定施設事業としての基準の適用を受けない特例的な事業でございますので、まずは地域型保育事業のほうに移行していただくと、それが望ましいということで、そちらを基本にするということで、2行目の後段から書いておりますのは、その利用定員の運用面における柔軟な取り扱いによって、地域型保育事業のほうの柔軟な取り扱いによって、できる限り「特定」施設・事業への移行を基本として、その上で、なお移行が困難な場合のセーフティネットとしてこの特例給付を運用するということでございます。

さらに、\*がございまして、へき地保育事業からの移行が想定される地域型保育事業について、できるだけ移行していただくということも必要ですので、3号認定の利用、これは地域型保育事業は3号認定の利用を原則とした事業でございますけれども、離島その他の地域については、1号認定のお子さん、2号認定のお子さんの受け入れを柔軟に認める必要がある。また、小規模保育事業につきましては、離島その他の地域について、定員19人を超える受け入れを柔軟に認めていく必要もある。現在のへき地保育には20人を超える定員のところもございまして、そういったものを対象にしていくということでございます。

7ページについては、今、御説明した内容を少しマトリックスにして、どこに何が当てはまるのかということ、わかりやすくしたものでございます。

8ページ目以降は、今、御説明した特例給付について関係する条文を掲げさせていただいたものでございます。

説明は以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問をいただきたいと思います。また順番にいただきたいと思いますので、清原委員からお願いいたします。

○清原委員 おはようございます。ありがとうございます。全国市長会、三鷹市長の清原です。

ただいま御説明いただきました特例給付についてコメントさせていただきます。

特例給付につきましては、今回、その利用実態に応じまして、本来の定員設定がない施設や事業を利用する場合について、都市部や地方の中山間地などの利用実態を踏まえた考え方の整理をしていただきました。離島そのほかの地域まで含めまして、かなり詳しくきめ細かい整理の内容になっておりますけれども、先ほどマトリックスをつくっていただきました7ページを基本として、さらにこうした状況が想定される市町村にとって、できるだけわかりやすい方向で取りまとめていただくことを要望した上で、本日御説明いただきました基本的方向については支持したいと思います。

なお、都市部では、3ページのfのように、3歳以上の保育認定を受けた子どもが幼稚園を利用するケースが多く想定されます。改めて、これまで精力的に取り組んでいただいている幼稚園が多くある「一時預かり事業」の充実と、認定こども園に向けた取り組みが期待されます。

さて、ここで新制度の実施主体であります市区町村の取り組みの状況を簡単に御報告してください。多くの自治体が、確認制度の運営基準、地域型保育事業の認可基準及び保育の必要性の認定基準等の各種基準に関する条例案を9月議会に提出して、ほとんどの自治体で議決を受けています。

さて、12月議会が近づいているわけですが、その議会では、多くの自治体が利用者負担に関する条例を提出することになるわけです。その準備と合わせまして、市民、事業者向けに新制度の周知を始め、支給の認定や施設事業者の確認、募集など具体的な準備を進めていかなければなりません。実は今日、特例給付の御説明をいただいたのもタイムリーだと私は思っております。こうしたことを含めて、私たち市町村がこの制度をさらに住民の皆様へ説明をしていくことが求められます。したがって、本日の御説明も含めまして、今後も適切な情報提供と支援を国にはお願いいたします。

特に、10月に入りまして三鷹市役所においても、幼稚園や保育園、こども園ともに園児募集に関する動きが本格化しておりますので、市役所にも従来にも増して乳児を抱えた保護者、特に今年は両親そろって御相談に見えるというようなケースが目立ってきています。父親、母親、両方育児に参画しているというあらわれだと思っております。併せて新制度がまだまだ御説明が足りないのかなと思って一生懸命説明をさせていただいています。電話での問い合わせも多くて、特に御報告したいのは、三鷹市内での御相談、三鷹市の市民からの御相談だけではなくて、実は近隣の市民や区民の皆様からのお問い合わせも増えています。市境において、幼稚園や認定こども園を考えてらっしゃる保護者の皆様からの御相談です。幼稚園の

皆様も同様に、今いろいろな御相談を受けていらっしゃるし、保育園も同様だと思います。

そこで、新制度に関するお問い合わせも含めて、いよいよ都道府県の皆様に「広域利用等の取り扱い」というテーマが顕在化しているのではないかなと思います。この特例給付の場合も、離島などについては、やはり都道府県の皆様の目配り、気配りと情報提供、支援が必要になってきます。今までも都道府県の皆様には、本当に従来以上に新制度に向けての市区町村との連携について御配慮いただいていると思いますが、併せて、特例給付の御説明をいただいた今、さらに都道府県の支援、広域調整への取り組みなどをお願いしておきます。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、駒崎委員、お願いします。

○駒崎委員 全国小規模保育協議会の駒崎です。

今回、特例給付ということで、結論から申し上げますと、とてもすばらしい制度をつくっていただき、ありがとうございます。

特例給付は小規模保育にとって非常に重要なものですので、こうした制度はしっかりできたので一安心です。どうして重要な制度かと申し上げますと、今日、ちょっと資料を持ってまいりました。こちらにプレスリリースと書いてある資料をもとにお話しさせていただきます。

実は小規模保育に関するアンケートを主な自治体に行いました。そうしたところ、8割の自治体が小規模保育導入に非常に意欲的でありました。ただ、そこで課題に思われていることもありました。その1位が連携園の確保だったのです。小規模保育は御案内のとおり3歳以降連携園に卒園後の受け皿として行けるようになっていって、そうすると保育園難民が出なくなっていくということですのでごくいい制度です。しかし、自治体側のほうでは、十分な連携園が確保できないよと戸惑っている自治体はかなり多かったわけなのです。それに対して、この特例給付があれば、よしんば連携園が見つからず3歳児以降の行き先がないという保育園難民化の危機においても、では見つかるまでしばらく小規模保育にいきましょうよということが可能になるわけなのです。そうした意味で、保育園難民化を防げるということで、とてもいい制度をつくってくださったかなと思っております。

小規模保育ですが、特例給付の件と、あとは自治体ごとにきちんと認可保育所と同様に上乘せをしていって、都市部の場合、賃借料等足りませんので、そうしたところをちゃんと補填していけばかなり待機児童集中エリアである都市部でも広がっていくのではなかろうかなと思っております。ぜひこのアンケート、力作ですので読んでいただけたらうれしいです。

続いて、出させていただいた紙には書いてはいませんが、先日、保育士試験2回化を特区において認めますというお話がありました。私も、また山口委員も、この子ども・子育て会議で保育士試験の複数化ということを何度も何度もお伝えさせていただきまして、それを国のほうで実現に向けて一步を踏み出してくださったというのは大変ありがたいことだなと思っております。もちろん、特区という制限はありますけれども、特区において成果が出た場合、どんどん広がっていくのではないかと期待しています。



今回、神奈川県から手を挙げていますが、問題の本質は東京都にあると思っておりますので、東京都にはぜひこの保育士試験2回化に対して手を挙げていただきたいと思っておりますので、ぜひ関係各省の皆さん、東京都に仲のいい方がいらっしゃいましたらぜひやりましようと思っております。

また、直接特例給付に関係ないのですけれども、多分発言できるのも1回か2回しかないので文科省さんに御質問させていただきたいのです。5カ月ぐらい前から、地域型保育の保険について質問させていただいておりました。このまま認可保育所では日本スポーツ振興センターが保険をきちんと掛けてくれるというか、その保険を使って認可保育園はきちんと守られるのですけれども、小規模認可保育所においては、その保育園が入れないということに何となくなっていたわけなのです。ただ、皆さん、御検討いただいているというか、御検討しますということをおっしゃってくださっていたので、何らかきつと進捗があるだろうなということを期待しているのですけれども、現在、検討状況はどのようなものかということをごぜひお聞かせいただきたいなと思います。

このまま何の進展もないと小規模保育は無保険化しますので、そうなるとう保育の質を上げていこう、子どもの最善の利益をという我々の理念に反してしまう時代が訪れてしまいますので、その部分、ぜひどうなっているのかというのを後で構いませんので教えていただけたらと思っております。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。それでは、質問は後ほどお願いします。

それでは、坂崎委員、お願いします。

○坂崎委員 日本保育協会の坂崎です。

今、清原さん、駒崎さんが都会の話をしましたので、私は青森の1万人強、7,000人というところで2施設をやっておりますので、その状況をお話しします。今、保育所をやっている全体的には待機児童があり、定員過剰な中で保育をしているというのが全国的な状況でありますけれども、一方、皆様方も御存じのように、消滅地方といえますか、そういうところがたくさんありまして、やはり保育所を作ったときには定員が90人だけでも、現行はもう30人を下回っているという施設もたくさんあるわけです。ですから、そういう中で、今回小規模というものができて保育所から転換していく、そういう中でこのような特例給付というものができていくことについては、私のように人口減少が非常に厳しいところで保育所をやっている人間にとりましてはありがたい1つの例ではないかなと思っております。

一方、逆にそういう施設が少ないところに暮らしていると、例えば保育所しかないという自治体もあるわけです。全国には、5歳児になれば突然5歳児が全員幼稚園に入るというところもあるわけです。それはそれで現行の仕組みとしてはそれがその地域で成り立っている仕組みだとは思いますが、自治体が、また学校法人、社会福祉法人が認定こども園を選択することが今回は保障されている仕組みでありますから、一方では、例えば現行の例えば保育所が保育所のままで残るということも1つのことだと思いますので、そういうことは1つの考え方だと思いますけれども、本来であれば、そのような幼稚園の部分が無かったも

のを選択できる認定こども園という仕組みがありますので、又1号認定、2号認定、3号認定という新たな認定をつくり、今回のような仕組みをつくったということでありながら、次回もまた、現行のままの保育しかないところがそのようなところで保育所をしていくというのはどういうふうに整理していくのかと思ったりもします。

特例という考え方がこれでいうと多分そういうものも全部特例に当てはまってしまうのだと思います。現在では全国の大きな自治体では、多分保育所が今でいう保育に欠けていない子どもたちも何らかの形で対応しているという仕組みだと思いますので、それがそのまま特例という考え方でいいのか、もしくは社会福祉法人が例えば明日に認定こども園になれということが出来るかどうかというのは1つの問題でありますけれども、例えば自治体というものに選択権がもちろんあることを前提としながらも、やはり全ての子どもたちを受け入れていくような施設の形のものにしていくというのが整理の1つなのではないかと思えます。

再度基本的な事を言えば、過疎地で1つ保育所しかないところがそのような形で認定こども園になっていくという仕組みの中で施設型給付を受けたほうがいいのかよと例えば考えていくのか、もしくは例えばそのまま保育所という形でニーズがどんどん少なくなっていった、このような形で、特例給付で地域型の給付を受けることが望ましいのか。例えばこういうところの境目に来ていると思えますので、すぐに結論は出せないと思えますが、やはり5年間の経過措置の中でこういうことを整理していくことが望ましいのではないかと思えます。

もう一つ、これで終わりますけれども、例えば保育所型の認定こども園、幼稚園型の認定こども園、よく佐藤秀樹先生がおっしゃりますけれども、それらと例えば幼保連携型、今回、幼保連携型の話はたくさんの議論を尽くしましたけれども、保育所型、幼稚園型、地方裁量型の認定こども園のことについては話し合いがされていないわけです。ですから、そのことについても、これから課題としてこういうことも含めて進めて話し合いの議論を進めてくださればと思います。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 全国保育協議会の佐藤です。

特例給付の考え方を整理していただいたことを、まずは感謝申しあげる。3ページの「f」のケース、保育認定を受けた子どもが幼稚園を利用する場合の対応の仕方について意見を申しあげる。「f」の項目にある矢印で、「『幼稚園の1号認定の公定価格』から『1号認定の利用者負担』を控除した額を支給」とあるが、「通常、教育標準時間認定を受けた時間以外は幼稚園型の一時預かり事業で対応する」とも書かれている。しかし、原則として保育認定を受けた人たちは、本来保育標準時間認定や保育短時間認定となる。保育標準時間認定の場合、対応している施設であれば最大11時間の利用が可能となるが、幼稚園に特例として入ると、幼稚園での標準的な教育時間である5.5時間か6時間以外のところは、一時預かり事業で対応するという考え方でよいか。

この一時預かりの費用については、1号認定の利用者負担でお支払くださいと書かれて

あるが、以前に示された利用者負担の仮単価の利用イメージでは、市町村民税の非課税世帯や市町村民税の所得割課税額がある程度低い階層は、保育認定より教育標準時間認定のほうが利用料が高くなっている。「f」のケースでは、保育標準時間認定で本来の利用者負担よりも高い利用料を負担しなければいけないケースが出てくるので、わかりやすく整理をしていただきたい。

また、本来は2号認定として、最低でも8時間利用ができるにもかかわらず幼稚園の利用により6時間を超えると一時預かり事業での対応となり利用者負担が発生する。この利用者負担については、保育短時間認定で利用可能な最大8時間の範囲で、何らかの救済策や調整することを検討していただきたい。

関連して幼稚園型の一時預かり事業について質問したい。9月に示された自治体向けFAQには、幼稚園型の一時預かり事業の単価については、1日4時間の利用を基本とするとある。

例えば教育時間が5時間の場合であれば、残り3時間は幼稚園型の一時預かり事業、教育時間が3時間であれば、残り5時間分が一時預かり事業の時間として利用でき、それが基本単価の中に入っているということによろしいのか確認したい。幼稚園型の一時預かり事業は、幼稚園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園で実施することとなるが、在園児以外の子どもたちも利用対象として、一時預かり事業の幼稚園型のみで対応可能とすると、FAQに書かれてある。このことは、幼稚園型における在園児以外の子どもは、一般型は選ぶことはできないということになるが、在園児以外の子どもにかかる補助単価は一般型の単価を踏まえて検討するとある。在園児は通常5.5時間～6時間いた後の残りの時間としての基本分の4時間なのか、あるいは1日8時間を基本とするのか。連続して活用できるか。さらに幼稚園型の場合は、月20日や休日型プラス5で、毎日利用可能との案が説明されたと記憶している。在園児以外の子どもも毎日の利用が可能となるのか。そうした場合は混乱が起きるのではないかと懸念しており、ご説明いただきたい。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 NPO法人家庭的保育全国連絡協議会、鈴木でございます。

家庭的保育事業と小規模保育事業についての特例給付に関する御説明、ありがとうございました。家庭的保育の利用者の方からさまざまな要望が寄せられていますので、いろいろなケースに対応できる仕組みがつくられたことに対して、非常に感謝しております。

もう一点、6ページについてですけれども、へき地とか中山間地域においては家庭的保育の導入が見込まれると思っております。子どもが少なくなってきた施設がございますので、先ほどの坂崎委員の意見と重なるのですけれども、連携保育園に連れて行くと子どもがとても喜ぶのは4歳、5歳の幼児さんがいるからです。核となる保育園や幼稚園がないような状況の中で家庭的保育や小規模保育が広がっていても意味がありません。子どもたちにとっては4歳児、5歳児はモデルになる人、あこがれるになる人です。ぜひそういった仕組みも残しながら小規模保育、家庭的保育が広がるような施策を望んでおります。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、高橋委員、お願いします。

○高橋委員 ありがとうございます。日本労働組合総連合会の高橋でございます。

特例給付、特例地域型保育給付について、事務局のほうで丁寧に整理していただきましたことに感謝申し上げます。

私から1点意見と、それから1つ質問もあるのでありますが、6ページの離島その他の地域における取り扱いというところですが、この中の※のところ、この記載にあるように、認可外施設を認可施設に向けた改善を促すということなど、できる限り特定施設事業への移行を基本とすべきだろうと私もこの意見を支持するところがございます。

また、先ほど来さまざまケースについていろいろ御意見もありますが、やはりそもそも論になりますが、子ども・子育て支援新制度の基本というのが全ての子どもを対象にすることと、また施設型給付については、個人給付と位置づけられ、利用に当たっては、利用者の権利性が強化されているということ踏まえるべきだということを中心に考えていくべきだと思います。

また、特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が難しく困難である離島、その他の地域という概念については、やはり限定的に運用すべきで、安易に拡大するような議論とならないよう、歯止めをかけておくべきだと思います。

清原委員のほうから条例策定のございでしたが、質問で全体的なところになりますが、今、多くの自治体において事業計画の中間的な取りまとめと、9月の定例議会における各種基準などの条例化が進んでおりますが、その進捗状況についての御報告をいただけたらありがたいです。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。それは後ほどお願いします。

それでは、古渡委員、よろしいですか。

○古渡委員 全国認定子ども園協会、副代表の古渡です。

特例給付並びにこれに関して大変内容も充実した整理の仕方だと考えて賛同いたします。ただ、1点だけ、要するに給付的な観点ではなくて実務的な観点なのですけれども、今まで認定子ども園というのは多分緊急時の対応は非常にうまくできていたと思うのです。この場合、緊急時の償還払いというお金の支払いの仕組みだと思うのですけれども、多分利用者にとっては、行政のほうに行って緊急の扱いをするのか、施設のほうに助けてほしいという緊急の扱いをするのか、多分この2点あるのだと思うのです。

その場合、今までであれば完全な直接契約という観点の中で対応してきたはずなのですが、この緊急時の取り扱いというのをもう少し明確にされただけであれば、実務的に認定子ども園その他の中においても緊急時のいろんな利用者の助け合いができるのではないかと思いますので、その辺も加味していただければと思います。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、北條委員、お願いします。

○北條委員 丁寧な御説明をいただきましたので、御説明自体はわかったのでありますけれども、従来の施設型給付費の全体的な制度との観点から逆にわからなくなってしまうことが出てまいっております。

3点を伺いたいのですが、そもそも本来の施設型給付費の仕組みとしては、個人給付というのが本来の規定であって、法定代理受領ができるという規定がついていると理解しております。今日の御説明がある償還払いとかというのは、ある意味本来の規定どおり個人給付の性格に沿った処理がされるという説明になっているのだと思うのですけれども、しかし、ニュアンスとしては、今日の御説明はいわば部分的な部分であって、大多数の一般的なケースのことではないという説明の仕組みになっています。

その上で、3点御確認をいただきたいのでありますが、1つは、1ページ目のところにあります(1)のi)の最後の部分、私立保育所を利用する保育認定を受けた子どもについては、委託費として市町村から施設に支払う。これは前々から問題にしておるところでまたかと思われるかもしれませんが、今日はちょっと観点が違いまして、同じ資料のところでは後でいろいろなところで施設が法定代理受領という言葉が何カ所にも出てまいりますが、この1ページ目のところは、私立保育所を利用する保育認定を受けた子どもについては、委託費として市町村から施設に支払うと書いてあって法定代理受領とは書いていないということは、これは法定代理受領の概念とは違うという理解でよろしいのでしょうか。それが第1点であります。

第2点は、元来、もともとは個人給付であります。そうしますと、その法の規定に基づいて保護者の方が、私が受け取りますとお申し出になった場合はどうなさるのか。いろいろなケースがあると思うのですけれども、一番ややこしいのは、私立の保育所を御利用の保護者の方が、私が受け取りますと、法律に書いてあるのだから、私にくださいと言ったらどうするのか。これは委託費という関係であって、施設型給付費ではないですから、非常にややこしい問題になってしまうと思います。

第3点は、この資料の中で何カ所かで「(施設が法定代理受領)」と書いてあります。これは本来の規定なののでしょうか、それとも法定代理受領とすることができるという法の規定でいうことができる規定なのか、この3点の御確認をお願いいたします。

以上です。

○無藤会長 それは後ほどお願いいたします。

では、吉田委員、お願いします。

○吉田委員 今回、特例給付の整理をしていただき、この方向性でいかと思います。利用者としては、例えば引っ越した場合とか、市町村によって基準が異なったり当然いたしますので、そういった場合の格差だとか、気になるところです。基本的にはこの整理でいかと思いますので、今回このような形でまとまったことに感謝申し上げます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、稲見委員、お願いします。

○稲見委員 済みません、特定給付についてではないのですが、質問とお願いがございます。全国病児保育協議会の稲見でございます。

病児保育事業に対する消費税の課税についてお聞きしたいと思います。社会福祉法人や株式会社などがやっている東京都の認証保育園、認可保育園等に併設されている病児・病後児保育では、補助金や保護者の利用者からいただくお金には消費税がかかりません。しかし、医療機関が併設されている病児保育では、補助金に対しても、それから保護者の利用料に対しても消費税を求められます。ただでさえ71%の施設が赤字経営されている上に、さらに消費税が課税されるということで、同じ福祉事業をしているという中で社会福祉法人などと随分格差をつけられてしまっております。

病児保育事業も第二種社会福祉事業として認定されると思うのですが、今後、これが医療機関併設でもNPO併設でも課税されない方向にはならないのかどうか。例えば厚労省から各自治体に非課税証明出さないよとか、そういうことができないかどうかをお聞きします。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

ほかにはございますか。

では、奥山委員、お願いします。

○奥山委員 もう今まで多くの委員の皆様が御指摘くださったとおり、やはり全ての子どもたちが日本全国どこに住んでいても施設がないからといって就学前の保育・教育のところを受けられないことがないように、このような詳細にわたる特例の給付について整備していただきましたことに感謝申し上げます。

横浜におきましても入所の申し込みが始まりまして、かなり新設園もあり、また制度もいろいろ大きく変わる中で、1つにはコールセンターという形で市民の説明会、保育コンシェルジュさん、多様手法を使って、利用される方が余り困惑されないようにということでサポートしていると思うのですが、引き続き非常に今とても大事な時期を迎えていると思いますので、都道府県、市町村へのサポートをお願いできればと思っております。よろしくお願いたします。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、井奥代理人、お願いたします。

○井奥代理人 知事会といたしましては、これまでもそれぞれの地方公共団体が地域の実情に応じて柔軟に対応できる弾力的な制度設計が必要であると申し上げてまいりましたが、今回、そうした面から柔軟な対応をしていただき、感謝しております。今後とも引き続き地方公共団体の裁量が働き、より弾力的な運用が可能となる方向での細部の詰めの作業をよろしくお願いたします。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

ほかにはございますか。よろしいですか。

それでは、事務局から少しお答えなどいただきたいと思います。

お願いします。

○淵上幼児教育課長 文部科学省でございます。

何点か御質問をいただきましたので、御回答を申し上げます。

まず、駒崎委員から、災害救済給付の御質問がございました。スポーツ振興センターの災害給付制度に関しては、文部科学省のスポーツ・青少年局で所管しているところでございますけれども、この災害共済給付制度の対象に地域型保育事業を加えるということにつきましては国会でも御審議をいただいております、この御議論を受けまして現在事務的な検討を開始したところでございます。

具体的には、私ども文部科学省と厚生労働省の担当の課長による連絡会議を行いまして、前向きに検討を進めるという方向性を確認しつつ、課題についての検討を開始しております。具体的には地域型保育事業について保育所と同等の施設としての法的位置づけを明確にすることですとか、あるいは地域型保育事業に関する基準の内容と実際の事故の発生状況の詳細な検討、こういった課題についての検討を開始したところでございまして、今後とも厚生労働省と連携しつつ、課題の解決に向けて検討を進めていくという状況でございます。

○駒崎委員 大体いつぐらいにその結論は出ますか。というのも、来年4月から始まってしまうので、いろいろ手続とか考えるともうそろそろという感じなのです。

○淵上幼児教育課長 そこについても担当局になお確認をしてみたいと思いますけれども、御指摘の点も含めて局のほうで鋭意作業を進めるようにお伝えしたいと思います。

佐藤委員から、幼稚園型一時預かり事業についての御質問が何点かございました。

1つ目は、1号子どもについての一時預かり事業の基本的な教育時間の設定が各園によって5時間あるいは3時間の場合の残りの時間が基本分単価として設定されているのかということでございます。ここは、前回御説明いたしましたように、4時間の利用を基本として設定しておりますけれども、それぞれの利用時間の設定は各園によって、またあるいは日によってもいろいろ柔軟に取り扱われているところだと思いますので、それぞれの利用時間に応じて、全体として基本分として設定をしているところでございますので、例えば5時間と設定したところであれば3時間がそういうことになりまして、3時間のところであれば5時間が基本分ということで、全体として設定をしているということでございます。

また、一時預かり事業の在園児以外のお子さんの扱いについてでございますけれども、ここにつきましては、現在なお検討を進めているところでございます。前回も御報告申し上げておりますけれども、一般型のもと含めて、そこの状況を踏まえながら、予算編成過程で全体としてどういう仕組みにしていこうかという検討を進めているところでございまして、いただいた御質問についてはなお調整今後進めていくということでございます。

なお、先ほどの災害共済給付の対象拡大の件でございますけれども、連絡会議を設けるなどして鋭意努力を進めているところでございますけれども、災害共済給付制度は基本的に法律の制度でございますので、法律改正が必要ということになりますと、少しお時間を必要とすることになるかと思っておりますので、その点は御理解賜ればと思います。

私からは以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○南幼保連携推進室長 北條委員から3点御質問いただいております。

まず、1点目でございますが、委託費についてでございますが、法定代理受領とは違うのかという御趣旨だったと思いますが、これは法定代理受領とは違います。

2点目、そもそも法定代理受領と違うということと個人給付との関係についての御質問だったかと思いますが、私立保育所については委託費ということでございますので、法定代理受領は適用されません。法定代理受領の概念ということはこの委託費の中ではないということでございます。

○北條委員 施設型給付ですか。

○南幼保連携推進室長 施設型給付ではないです。

○北條委員 違うのでしょうか。わかりました。

○南幼保連携推進室長 委託費としてそういうことができるということなのかどうかという御趣旨の御質問だったと思いますが、法律上は市町村が委託費として支払うことができるということで規定されていまして、これは特例給付についても同じでございます。

稲見委員から消費税についての御質問がありましたけれども、この点については今すぐにお答えできませんので、また確認した上で回答させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○無藤会長 どうぞ。

○竹林少子化対策企画室長 高橋委員のほうから市町村計画の策定の状況についての御質問がございました。一応私どもとしましては9月末ぐらいまでに各市町村で計画のほうの作業を進めてくださいとお願いしておりますが、10月の頭にその状況を国のほうに報告してくださいというお願いをしておりますが、いろいろ各市町村の御事情もあるようで、都道府県の御協力を得て取りまとめていただいておりますけれども、まだ物理的に全ての自治体のものが私どもの手元に来ておりません。また、届いたものにつきましても、少し制度の趣旨からいって、こういうふうになるのかなというのを、それぞれ趣旨などを確認しなければいけないような部分も少し感じておりまして、そういう意味で、いずれ市町村とも意思疎通ができて意図が確認できた時点で、何らかの御報告をしなければとは思っておりますが、物理的作業がかなり膨大でございまして、今、その目途がたっていないというのが正直なところでございます。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

もう一度どうぞ。

○南幼保連携推進室長 北條委員からいただきました3点目について、私、質問の趣旨を誤解していたようでございます。特例給付が法定代理受領できるかどうかという趣旨の御質問だったかと存じます。



○北條委員 法的にできる規定なのか、これが本則なのか。この中で示されている資料で施設が法定代理受領と書いてあるでしょう。これは法が定める本則の規定なのか、できる規定なのか。

○南幼保連携推進室長 本則の規定でございます。

○北條委員 これはできるではないのね。幼稚園、保育所、認定こども園の場合は、法定代理受領はできる規定ですね。

○南幼保連携推進室長 はい。

○北條委員 こちらは本則規定なのですね。

○南幼保連携推進室長 同じでございます。

○北條委員 できる規定ですね。

○南幼保連携推進室長 はい。

○北條委員 そうしたら、これはできると書かないとおかしいですよ。

○南幼保連携推進室長 わかりました。資料の書き方については、また検討させていただきます。

○無藤会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、一通りお答えいただいたと思いますので、次の議題です。認定こども園についての対応ということで事務局から御説明をお願いいたします。

○長田参事官 それでは、資料2「認定こども園に係る対応について」に基づきまして御説明をさせていただきますと思います。

ここ数カ月間、認定こども園の問題について大変御心配をいただいております。そのことにつきまして、これまでの取り組み状況につきましては2ページにまとめさせていただいているとおり、前回子ども・子育て会議でも御説明をさせていただいた内容かと存じます。

これまでは主に正しく理解をいただく、正しい情報に基づき試算をさせていただくというようなところに1つ力を注いできたわけですが、その正しい試算に基づいてもなお減収の可能性があるというようなお声がある中で、それをさらに詳細分析をしてみましたところでございます。その結果として、この1ページでございますけれども、収入が減少する要因として考えられる事項として、主にはこの3点ということに整理をされるのではないかと認識をしております。

まず1点目が、これまでも当会議でも繰り返し御指摘をいただいた点でございますけれども、現に幼保連携型認定こども園をされている場合、これはあくまで今の制度上は2つの施設として運営されていることから、施設長さんが2人いらっしゃる。ただし、新しい制度のもとでは、単一の施設として運営していただくことになるので、本来の原則としては、施設長は1人であろうと。ただ、さはさりながら、現に2人いらっしゃるということから、そのまま原則を適用すると1人分が減額になるという点。これが1点目でございます。

2点目が、これは前回の会議でも御説明をさせていただいたところでございますけれども、特に1号の給付の部分につきましては、現行の私学助成なり就園奨励費なりで公的に賄われている費用、これをベースにしながら、公定価格という形で、全国的水準ということで設定

させていただいた。そのことと現行の私学助成の水準というのが都道府県によって格差があるということであったり、あるいは配分方法にそれぞれのお考え方に基づいて配分がなされている。そのずれから、どうしても今回国でお示しをした公定価格と現行の私学助成で保障されているという水準に一定の差というものが生じるということで、ここにも書かせていただきましたとおり、国で新制度に統一的に保障しようとする全国的水準には、どうしても一定の限界があるというような側面がございます。これが2点目でございます。

3点目でございますけれども、5月末に公定価格の仮単価をお示しした際に、質改善後の単価というものと、質改善前の単価というものを示しさせていただきましたわけでございます。すなわち、質改善後というのは、29年度段階で0.7兆円の消費税財源の活用というのが見込まれるということを前提にした単価、そして、その0.7兆円の改善が反映されなかった場合の単価水準としてはどうなるかという2種類の単価をお示ししたわけでございます。もとより、スタート時において質改善前の単価そのものというよりは、そこから一定の上積みがあるというようなことではございますけれども、それが27年度段階でどこまでの水準になるかということについては、申しわけございませんが、我々としても明確にできていないところでございます。

そこで、事業者の方、それぞれ質改善前の単価、質改善後の単価で試算などをされておられますけれども、質改善後の単価であれば収入が保障されるけれども、質改善前の単価で計算した場合には、現行より収入が下回るというような事例についても一定御指摘をいただいているというところでございます。

この最後の3点につきましては、とにかくどれだけ27年度予算編成の中で財源が確保できるかということに尽きるわけでございますので、そこについては引き続きしっかり努力をしまいたいと思っておりますが、上の2点について公定価格設定上の課題と認識をしまして、このたび一定の方針というものを示しさせていただきましたということでございます。それが3ページの内容ということでございます。

この基本方針の大まかな内容につきましては、今朝ほどの有村大臣の閣議後記者会見でも公表させていただいた内容でございますが、まず読み上げをさせていただきます。

本年5月末に示された公定価格の仮単価定時を受けて、下記事項の検討ないし対応について最大限努力する。

1、公定価格について、下記の各事項を早急に検討すべき課題と位置づける。具体的な対応案の詳細内容については、予算編成過程で検討する。

①現に幼保連携型認定こども園を運営している施設が新制度に基づく幼保連携型認定こども園に移行する場合における施設長の人件費に係る経過措置。

②少人数の1号定員を設定する認定こども園について、公平性の観点から、1号認定固有の加算項目に係る加算要件のあり方。

③定員規模に応じた各種加算・加配要件等のあり方。

2、各都道府県等の地方自治体独自の助成内容に係る検討及び方針の早期公表等の要請(9月4日要請、10月1日付事務連絡で改めて要請済)

ということですが、これらについて補足的に説明をさせていただきます。

まず、1の①につきましては、このとおりでございます、1ページ目の要因の1つ目に対応するものとしたしまして、ここについては何らかの経過措置について措置をする方向で検討するというところでございます。

②は一旦飛ばさせていただきます③でございます。定員規模に応じた各種加算・加配要件等のあり方でございます。これにつきましては、主に今般、大規模な園を中心に減収が見込まれるというお声をいただいております。

1つは、私学助成との兼ね合いというところがございます。そして、もう一つですけれども、4ページを見ていただければと思いますが、一番下の欄に、チーム保育加配加算は定員規模に応じて加配人数の上限を設定と書かせていただいております。これはもともと基本単価に含まれる教員の人件費というのは3歳児20：1、4歳以上児30：1というのをベースに積算されているところでございますけれども、チーム保育という形で教員の体制を組む場合に、その配置の状況に応じて一定の人件費を加算という形で見ている、そういった仕組みを置いているわけでございます。ただ、チーム保育の加算につきましては、園児数、すなわち定員の規模に応じて何人まで加配を認めるかというような条件設定を5月末の仮単価の際にはさせていただいております、具体的には45人以下のところでは1人、46人以上150人以下のところでは2人、151人以上270人以下のところでは3人、そして資料でも書いていますが、定員271人以上の場合に4人と設定させていただいております。特に一番最後のところ、271人以上になれば、定員規模がさらに400人とか500人となった場合でも4人頭打ちになっているというようなことがございまして、このあたりが大規模な園が厳しいというようなお声につながっているという要因の一つと受けとめておまして、この辺の要件設定のあり方について、今後検討したいということでございます。

戻っていただいて②の点でございます。これは今回の減収の問題とは少し質を異にする点でございますが、4ページの図を再び見ていただきますと、赤の囲いで副園長とか学級編制とかチーム保育とか、あるいは2～3号のところでは休日保育とかそういうようなところがございます。基本的には認定こども園の場合、1号の給付設計においては幼稚園並び、そして、2～3号の給付設計においては保育所並びというような形を基本とさせていただいているところでございまして、それぞれの制度に由来をして、1号の定員設定のみにつく加算であったりとか、2～3号の定員設定のみにつく加算というものがございます。

御指摘を関係者から受けておりますのが、仮に保育所が1号の定員を設定する、少人数を設定するといった場合に、この赤囲み、例えば副園長の加算だとか、学級編制の加算とか、チーム保育の加算というのが算定されるということになりますけれども、ごくわずか設定しただけでかなり多くの加算で収入がどんどん増えるというようなことについては、必ずしも公平性の観点から適当ではないのではないか、そのような御指摘もいただいているところでございまして、その辺のバランスについて精査をさせていただきたいという趣旨でございます。

説明として簡単でございますが、以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして御意見、御質問等をお願いしたいと思いますけれども、順番ですが、清原委員は先に退室されると伺っていますので、まず清原委員、お願いします。

○清原委員 御配慮ありがとうございます。全国市長会、三鷹市長の清原です。

ただいま御説明いただきました認定こども園について存在する問題についての当面の対応の基本方針に関しましてコメントをさせていただきます。

この間、国におかれましては、私立幼稚園を含めまして、認定こども園の収入試算について、算定の誤りがある場合にはそれを正しくするという支援、また減収になる見込みとなった事業者への対応について精力的に取り組んでいただけてきました。そのあらわれが本日3ページに示されました「当面の対応の基本方針」だというふうに受けとめております。

この中で、「最大限努力する」と、このように書いていただいているのですが、やはり最大限努力していただくのに必要なのは、何よりも財源確保だと考えます。

本日、大臣がいらっしゃいましたら、私たちこそってそのことを申し上げなければいけないと思っていたのですが、御出席いただけないので国の皆様に私からあえて申し上げます。

消費税率10%引き上げの判断時期が近づきつつあります。その動向は予断を許さないわけですが、この子ども・子育て支援新制度の施行時期については、比較的早い段階で政府が予定どおり平成27年4月に施行すると方針を明確にされました。それに従って私たち自治体も関係者の皆様と御一緒に、地域の子ども・子育て会議などで議論をしながら条例も制定して、本格的に来年度の施行に向けて準備をしています。微妙な時期に来ておりますが、本日、この「認定こども園についての対応の基本方針」が示され、先駆的に認定こども園の取り組みをされてこられた方、また、これから移行しようと思っていられした方については、これが応援になってほしいと思っています。

それにつけても財源の確保でございまして、全国市長会でも、本日午後、皆様に向けて、特に国に向けてアピールをさせていただき予定になっておりますが、やはりこの子ども・子育て支援新制度については、消費税が10%になる、ならないにかかわらず優先的に確保していただく、その1つのヒントが、本日示されました当面の対応の基本方針で認定こども園に向けてその移行を促進する、そして、今ある認定こども園がその子ども中心の事業を維持するというために必要なことですので、この事務局案を大いに支持したいと思います。

さて、本日、詳しい御説明までいかなかったのですが、5ページを見ていただきますと「私立幼稚園の財政構造の変化」というのを図示していただいています。現状では私学助成等で都道府県の割合が多くなっている、その二階建てというか階層でご覧いただきますと、新制度での施設型給付では、都道府県と市町村の割合が半分ずつと描かれています。これについては、私はまず感謝したいのは、都道府県がそれぞれの実情に応じて私学助成等の面で就園奨励費補助についても、また、これまでの教育標準時間についての利用者負担についても、創意工夫の中で金額には違いがあるかもしれませんが、上乘せというか、支援をしてくださったという経過があるということです。

今回、この5ページの表が示されますと、何となく都道府県が支援から引いてしまうかの

ような感じがします。市町村が本当に今まで都道府県がしていたものを負担できるかどうかという御不安が住民の皆様から寄せられていないわけではありません。しかしながら、私も先ごろ開かれました東京都の「子供・子育て会議」で、東京都市長会を代表する委員として、東京都において引き続き私立幼稚園について私学振興を目的とした地方自治体独自の上乗せ部分を継続していただけるように要請もしたところですが、ぜひ、特に移行期については、大変経営について御不安を持たれる私立幼稚園もあるかと思しますので、市町村も財源を確保しながら努力いたしますけれども、東京都を初めとする都道府県が、今まで創意工夫の中でしていただいた補助が継続してよいのだと、しかも、これまで創意工夫をされてきたということに誇りを持っていただいて、市町村と連携する方向が進めばということを確認したいと思えます。

以上、「認定こども園についての対応方針」について、本日3ページにまとめられたものについて支持いたしますとともに、「最大限努力する」という、この「最大限」というところの決意をぜひ応援させていただき、ともに努めていきたいと思えます。

以上です。ありがとうございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

あと高橋委員も先に退席されるということです。

○高橋委員 御配慮ありがとうございます。私も今清原委員が言われたように、今回、減収する要因ということできちんと分析をしていただき、そして3ページの基本方針ということも挙げていただきましたことについて、この案に対して支持いたします。

前回、私、確か意見を申したと思うのですがけれども、新聞の報道などで認定の返上をするといったような動きがまだ報道も続いている状況でございますので、また改めて認定こども園の意義を再確認し、そして、新制度移行が不利にならないという説明を重ねて自治体関係者や幼稚園に対して、引き続き丁寧に行っていただきまして、誤解や不安を払拭すべきだろうと思えます。

また、清原委員も言われましたが、2つ目の私学助成の部分ですけれども、私も都道府県の単独事業として、きちっとこの事業が実施されるよう協力要請も引き続き行っていただきたいと思えます。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、橘原委員、お願いしてよろしいですか。

○橘原委員 全国私立保育園連盟の橘原です。

資料2の4ページの公定価格から見た認定こども園における職員配置のイメージの中で、少し1点だけお願いをさせていただきたいと思えます。

この中で特にチーム保育という言葉が出ておりますが、幼稚園や認定こども園において、新制度のもとでは保育所と同様に年齢ごとに、職員配置基準が実施されることになったにもかかわらず、幼稚園や認定こども園にのみチーム保育加算が適用され、保育所にはそのチーム保育加算が適用されないのは、保育所に通う子どもたちにとって全く不平等な取り扱いで

あると思われます。つきましては、現行保育所の実態に即して、チーム保育加算に準じた加算を適用してくださるようお願いを申し上げたいと思っております。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、渡邊委員、お願いします。

○渡邊委員 今ほど当面の対応基本方針ということで示されましたけれども、この課題についての具体的な対応案は予算編成過程において検討していくということで、ある程度経過措置も含めて加算要件のあり方等を検討するという点については評価させていただきたいと思います。

しかしながら、2ページに認定こども園についての対応状況ということで、各都道府県等に対して説明会をやってきて現在に至っているわけでありますが、一番下に、「なお、平成27年度の公定価格については、平成27年度予算の編成過程において、その他の課題も含め、さまざまな意見、御指摘を踏まえて必要な調整を図った上で確定させる方針」と※印が書かれています。この辺りにつきましては、前の少子化担当大臣にも、また安倍総理に対しても私ども子ども・子育て会議・基準検討部会の賛同者一同ということで、財源確保につきまして、るるお願いをしてきたところではありますが、現状においては、来年の4月の統一地方選を前にして、また景気、経済の動向を見ますと非常に厳しい情勢下にあるわけです。また、与党自民党の議員の皆さん方にも慎重論が最近出てきている。

そうしますと、ややもすると、来年の10月に想定しております消費税の2%分の上乗せの総理の判断がどうなるかは非常に不可解であります。そうなった場合、現状における27年度に向けた予算対応は、あくまでも仮単価の公定価格が基本になっており、その仮単価はきちんと7,000億円を確保するという前提の中に組み立てられているわけでありまして。それが確保できないということになれば、予算編成の過程という大義名分に立って、仮単価そのものが圧縮されるなど、変な形で数字合わせがされてしまいます。今まで、我々が給付費等を議論する中で量、そして特に質が非常に改善されるべきこととして皆さん方より意見が多く挙げられてきて、それが非常にいい形で取り決められてきた経緯があるわけでありまして、それが何にもなくなる可能性があるということです。

ですから、あくまでも予定どおり増税されることを前提として7,000億円というのを政府は決めているわけでありまして、それを守っていただかなければ意味がないわけでありまして。増税が見送られたということで曖昧にして、仮単価の圧縮と今まで示したものが再検討を余儀なくされて対応できなくなるようなことのないよう、よろしくようお願い申し上げたいということでありまして。これは皆さんの総意と私は信じております。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、井奥代理人。

○井奥代理人 全国知事会でございます。認定こども園の仮単価の問題につきましては、新制度への移行に伴う施設型給付費が利用定員の増大に伴う1人当たりの運営費収入を極端に

低減させることなどから、結果として、その総額が大幅に減少する算定結果になるといったことに知事会の中でも大きな不安や懸念の声が高まっております。

これまで都道府県の私学助成にその大きな要因があるようにも受け取れる趣旨の説明がありました。大規模施設を数多く抱えます関係団体の試算では、都道府県が独自に行う上乗せ加配分の影響を除きまして、今回の仮単価と従前の全国共通の標準ベースでの地方交付税措置額などに基づく算定額との比較をいたしましても、なお運営収入が大きく減少するという試算結果となっております。制度を運営する地方公共団体並びに事業者側の双方にとりまして、新制度への移行には大変厳しい状況が予想されておるところです。

このため、大規模施設ほど大幅に収入が低くなる今回の仮単価の問題につきましては、定員規模の拡大に応じて極端にその給付額を低減させる仕組みの改善が図らなければとても解消できないといった声や、公定価格の設定に起因する減収分を地方公共団体が補填するというようなことは本来あってはならないのではないかというふうな意見も多数出てきております。

また、何よりも公定価格の算定が影響し、認定こども園の運営を継続できない施設が増加するといったことになりますと、そのことが結果として質の高い保育と幼児教育の提供を通じまして待機児童の解消を図るという新制度への移行に向けました当初の理念が大きく後退するといったことにもつながりかねません。

国におかれましては、定員規模に関わらず、現行の私学助成の標準的な水準が適切に確保されますよう、先ほど申し上げました試算結果の分析なども含めまして、説明のあった対応の基本方針などによりまして、仮単価の見直しに向けた御検討をぜひともよろしくお願いしたいと思います。

併せまして、先ほども議論になっておりますが、子ども・子育て支援新制度への移行に伴います財源確保の問題ですが、この子ども・子育て会議などにおきまして全国知事会としても繰り返し要請を行ってきたところでございます。11月中下旬から12月の10日前後にかけて消費増税の集中的な議論が行われることとお聞きいたしておりますけれども、何といたっても国民の皆様には十分な説明責任が果たせるような形で新制度をスタートさせることが非常に大事なことだと考えております。

また、子ども・子育て支援新制度への移行に向けまして、これまでの事業者の皆様並びに地方公共団体の努力が水泡に帰すようなことにならないためにも、財源確保の手立てと道筋をしっかりと講じていただくこと、併せてぜひともよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、吉田委員、お願いします。

○吉田委員 今回示された当面の対応の基本方針ということ、この中身については評価したいと思います。

ポイントとなるのが①及び③ということになるかと思いますが、予算の増額等も考えられると思いますので、それについては果たしてどれぐらい予算がかかるのかというところをシ

ミュレーションなり内閣府のほうでしていただければと思います。

あともう一つ、これはここには直接関係はないですが、利用者負担が示されない状態が続いております。つまり、保育料が決まらないということです。この間、とある市町村で伺ったところ、量の見込みが決定できない、例えば1号か2号かということが決定できず、保育料を利用者に示すことができないという状態が続いているということです。とりあえずの対応として、従前の基準額に照らし合わせておおまかな数字を利用者に提示しているとのことでしたが、きちんとした額が示せないということは利用者の不安を招きます。もちろん予算上しようがないということであるかもしれないのですが、いち早く示せるように、この子ども・子育て会議の場でも速やかに検討できればと思います。

これまで委員の方々がお話しいただいたように、新制度を始めるに当たって消費税10%ということが1つ鍵になっていますが、現在確保できているのは7,000億円という状態です。まだまだ会議において示された1兆円というところに届いていない状態ですので、それが増税を見送り8%にとどまるということになってしまうと、今まで話し合ってきたことがきちんと進められないということになっていきます。利用者からもそういった意味では量の確保ができないばかりか、質も向上させることができないという状況が続いてしまいます。やはり保育士の確保も非常に重要な問題になっていきますので、そういった観点からもしっかりと予算が確保できるように重ねて要望したいと思います。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、宮下委員、お願いいたします。

○宮下委員 全国幼児教育研究協会の宮下です。ありがとうございます。

3ページに書かれております①についてですけれども、中規模までの園については施設長が1人でも十分管理ができるのではないかと思います。ただ、大規模園においては難しい面もあるかと考えます。そのために、複数の副園長等が設置できるだけの人件費加算が1つの方法ではないかなと思っております。また、現在の認定こども園が移行する場合は、暫定的にそれぞれの機能にあわせ、現状どおり2人分の補助を行うことも必要であると考えています。

③番目ですけれども、大規模園の運営補助金の加算基準を見直すことは必要だと思いますけれども、さらに、その上に乳幼児が生活する施設として適切な規模ということについて一度考えていただく時期が来ているのではないかなと思っております。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、北條委員、お願いします。

○北條委員 全日本私立幼稚園連合会、北條でございます。

資料についてであります。1ページの3つ目の大きな○について、先ほど全国知事会の代表の方からお話ございましたが、私どもとしてもこの認識は共有できないと申し上げなければなりません。平均的な規模、そして全国の例えば地域調整手当などが平均的な地域、そういうところにあっても現行収入を維持できないというのが実態であると申し上げなければ



ばなりません。現時点で新制度に移行しようというところは2割程度というところでありませんが、このまま年末を迎えれば、この割合は絶対に下がってしまいます。

そういう意味で、この3ページ目のことを真剣に取り組んでいただくということが大事だと思います。繰り返しますが、1ページ目の3つ目の○は認識を共有することができません。

参考資料2のところでは私どもの意見書を提出しておりますので、御参照いただきたいと思っております。済みません、その前に、認定こども園に関わることで、去る9月30日、お茶の水女子大学認定こども園の開設ということが全国紙に相当大きく取り上げられました。倉橋惣三先生がかつて指導されたお茶の水女子大学、我が国の幼稚園教育に多大な功績をされ、私どもも皆尊敬の念を持っております。ただ、このたびの発表された内容が、新聞報道が正しいとすれば、理解に苦しむところがございます。

まず、第1に、お茶の水女子大学には附属幼稚園が存在しているわけでありまして。また事業所内保育所もお持ちだと承っております。そして、新制度をお茶の水女子大学としては大変意義があることだと高く評価されているように思われます。であるならば、現在の附属幼稚園と事業所内保育所をそれぞれ統合して、幼保連携型の認定こども園を設置するのが筋だと思います。

これは前政権のときから国立大学附属をどうするのかという話でしたが、それ以来、国立大学附属を除外するというところに私どもは強く反対してまいりました。このたびの法の仕組みの中でも、国立大学法人が認定こども園の設置者になれないなどということはないはずでございます。認定こども園法第3条第5項の規定によって国立大学法人は認定こども園が設置できると理解されるところであります。

また、お茶の水女子大学の公表資料の中に、定員として保育園60名、幼稚園33名と記載があります。これは保育所型幼稚園であります。幼稚園的機能を付加するわけでありましてけれども、学校教育法あるいは教育基本法に定められた学校では、いわゆる幼稚園的部分はありませんので、こういう公表の仕方は地域住民に多大な誤解を与えるものと言わなければならないと存じます。

併せて、新聞が全国紙4紙とか5紙、相当たくさん新聞が取り上げておられますが、書きぶりはそれぞれ違いますけれども、それぞれこういう書き方では誤解を与えるというところがございます。例えばある新聞が幼稚園と保育所の機能を兼ね備えた認定こども園を新設すると発表したと書いてある新聞があります。この機能を両方持ったということであれば、これは幼保連携型であって、保育所型ではないはずですよ。お茶の水女子大学は、このたび保育所型だということでありましてけれども、違うのではないかと。

それから、年間1億3,000万円は区が負担すると一部の新聞に書かれておりますが、これは保育所型認定こども園であれば施設との直接契約であって、また施設型給付の対象であるわけですので、こういう委託費で丸抱えするというのはあり得ないと考えますので、この点について文部科学省の御見解を承り、ぜひお茶の水女子大学に対しても御指導をいただく。また、本日、全国紙の方々がたくさん御出席だと思います。もう一度御自分の新聞の記事の内容を点検していただいて、訂正すべき点があればどうか御訂正をお願いしたいと思います。

それでは、済みません、意見書のほうであります。

大きく分けて3つのことを申し上げておりますが、まず新制度は12月にいよいよ予算編成の本番を迎えるわけでありますから、勝負の時期と思っております。そこで、これまでの私どもの見解というのをある程度まとめさせていただいたわけです。

まず、最初に大きな1、(1)であります。現行認定こども園法をこのたびは一部改正したわけです。総合こども園法は廃案になったわけでございます。現行認定こども園法の法律ができるときの議論に私も参加しておりますが、その折、全国津々浦々に認定こども園を設置するのではないという御説明がなされていたわけであります。そして、本来は、幼稚園、保育所をそれぞれ適切に整備する。しかし、人口減少地域にあっては、これは幼稚園、保育所を2つつくっても両方がらがないのだから、そういうところはいわゆる現在でいう認定こども園をつくるのだと、こういう趣旨でありました。

その趣旨の認定こども園法が現在生きておりますし、改正されても生きていますので、認定こども園法の趣旨から言って、人口減少地域での小規模園への手厚い配慮をこのたび行ったということは、そういう意味では決して間違っていないし、それぞれの地域で幼児教育の火が消えかかる、あるいは保育の火が消えかかっているようなところに対して手厚い配慮がなされたということは、そういう意味では非常に正しい施策であると考えております。

しかしながら、2番目、これが都市部などになりますと、あるいは先ほど申しましたように、平均的な地域になればそうは言えなくなってしまいます。すなわち、公定価格の仮単価の水準が現行の教育、保育の質の維持向上に結びつかない、低すぎる水準であるということをお願いしなければなりません。これは私どもとしては幼稚園、認定こども園については強く感じておりますが、実は後ほど触れますが、保育所についても同様であると考えております。

(3)、これは大変大事なところ。基本指針に理念が示されております。前回でしたか、基本指針の理念あるいは保育認定の際の附帯意見、これがなかなか地方で十分周知されていない。内閣府はいろいろ御尽力いただいているということはよくわかっておりますが、なかなか理解されていないという中で、ここに至って長時間労働を抑制し、親子が家庭で過ごす時間を充実させようというワーク・ライフ・バランス実現の観点があるがもはやほとんど見えていないという状況になっていると極めて憂慮をいたしております。

大きな2、公定価格の問題であります。

これは幼稚園、認定こども園、保育所を含めて現在の公定価格は、施設を運営する通常のコストだと考えた場合、そのコストでは幼稚園も認定こども園も保育所も運営できない、そういう水準であると言わなければなりません。前回、9月17日の資料3、8ページの資料をお示しになって、要するに計算の仕方が間違っているのだとか、これは標準的的平均的な費用であるのだから、それを超える部分については見えていないのだというような御説明がありましたが、繰り返しになりますが、平均的な地域でも成り立たない理屈であります。その際、上乗せ徴収ということを考えなさいとか、実費徴収を考えなさいということ幼稚園認定こども園におっしゃるわけでありますが、その下に書いてある保育所の場合は、保育所の団体

の方はかつて上乘せ徴収、実費徴収などすべきではないということを御主張になっております。保育所の方々は、それをしなくても地方公共団体が莫大な超過負担をなさって、そこを埋めているのです。だから運営できるのです。そのことをぜひ御理解をいただきたいと思えます。

だから、保育所のところに書いてありますけれども、同じようなことを幼稚園や認定こども園を通じて同様の措置を地方公共団体が講じなければ、これは、どの施設も公定価格では施設を運営できないという状況にあるということでもあります。

(2)、これについては前にも詳しくお話しましたし、事務局でも十分御認識をいただいていると思います。しかしながら、そのイメージというものをそのまま現在放置というような言葉はいけないかもしれませんけれども、そのままになっておりますので、市町村はそれぞれの自治体での利用者負担額を決定する際、このイメージにおかしなところがあるということを、皆さん御認識のものをそのまま受け入れておられますから、そのことが地方でまたおかしな結果を次々に生んでしまっているというのが今の現状でございます。

最後に大きな3番、何度も申し上げております。私立保育所の委託費について、先ほどの幼保連携推進室長の御説明の中でよくわかったのですけれども、法定代理受領の対象ではないとか、これは施設型給付費ではないという御説明をいただき、よくわかったわけですが、であるならば、公定価格総額が直接施設に支払われる直接契約ではないのですから、先ほどの御説明から言っても、これは施設型給付の対象として位置づけられるのはおかしいと何度も申し上げておりますが、今日まで明確な御説明はありません。法律に書いてあるということと、3党合意を踏まえたのだということしかおっしゃっていただけないわけがあります。

であるならば、これは事務局として答えられない、3党合意の当事者に聞けということなら、そういうふうにしたさなければならぬと考えます。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、古渡委員、お願いします。

○古渡委員 全国認定こども園協会副代表の古渡です。

まず、今、北條先生のお話の中で認定こども園の話が結構出ていたのですけれども、認識が我々と違う点がありまして、まず、認定こども園そのものがその地域の子ども、教育、全体的な子どもたちに対応できるための仕組みで生まれてきたはずで、その中での子育て支援とか、いろんな地域の実情に応じて、そこの地域の創意工夫を生かしつつ、できる施設ということで平成18年度以降になっていると思っています。そういう意味で、協会の会員等々におきましても、理念は全ての子どもの最善の利益という観点。確かに今回の公定価格においては、もちろんマイナスの要因とかあります。でも、ほとんどの認定こども園を目指してきた人たちはそれであっても認定こども園をやろうという人たちもほとんどです。要はどこに視点を置いているかという観点で言えば、確実に地域の子どもとか保護者に対して正確に丁寧なやっつけようというのが認定こども園だと思っています。

そういう意味では、認定こども園の理念という観点でいいますと、幼稚園さん、保育所さんとはそこが違う観点かもしれませんが、本当に素晴らしい地域の核となる唯一の施設だと思っておりますので、今後とも御配慮のほどをよろしくお願ひしたいと思ひます。

本日の当面の対応の基本方針ということで大きく出していただきまして、本当にありがとうございます。もうここまで約半年間かかってはいるのですけれども、そういう意味では時間をかけながらここまでやっとなられたのだなということと、ぜひ最大限の努力をお願ひしたいと思っております。

もう一つは、やはり最大限の努力の中でちょっとだけ気になったのは、質改善前と質改善後という言葉が非常に微妙だなと思っております。そこに関しても最大限の努力をお願ひしておきたいと思っております。

もう一つ、非常に認定こども園という制度の中で、これから少子化時代に対応していく施設がたくさん出ていくプロセスの中で、ぜひ国初め全ての方たちに応援していただきながら進めていただければと思ひますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、木村代理人、お願ひします。

○木村代理人 ありがとうございます。今回、書面で認定こども園に対する当面の対応基本方針を示していただきましたこと、心から感謝申し上げたいと思っております。

当会がこれまでお願ひをしてきたことを多く取り入れていただいたということに感謝を申し上げます。

全国で園児募集が始まっているこの時期に、書面でこのように御提示いただいたことは、会員のみならず全国で認定こども園へ移行を希望されている園にとっても朗報かなと思っております。

今回お示しいただいたことが円滑に進めるためには当然消費税の10%というものが不可欠であろうと思っておりますし、そのことはなるほどブック等にも全て記入されていることでもありますので、私ども会としましても、貴重な財源で運営されるのだということは保護者の皆様方にもお伝えをしていかなければいけないかなと思っておりますし、また政府のほうにも丁寧な説明と決断をお願ひしたいところでもあります。

また、新制度へ移行するに当たっては、平成27年には22%ぐらいの幼稚園が新制度への移行を希望され、また28年度には、全体を通して80%近い施設が移行されると認識をしております。そういった中で、これからも引き続き認定こども園等と説明などを一緒に取り組ませていただいて、広くこの制度が普及し、より充実したものとなって全ての子どもたちの最善の利益を保障できるような制度にしていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひします。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、佐藤委員、お願ひします。

○佐藤委員 当面の対応の基本方針について、先ほど橘原委員も言われたが、例えば1号認定にだけある「チーム保育」の加算は、対応方針②にあるように「公平性の観点から」平準化の対応をとるべきであると思っている。公定価格に関するFAQで「チーム保育」の実施内容については、「低年齢児を中心とした小集団化したグループ教育、保育を実施している場合や、副担任などを設けている場合などにおいて」と書いてある。この場合の低年齢児とは、恐らく満3歳児のことを指している。3歳児であれば、当然2号認定である保育所においても、小集団に対するきめ細かい保育を実施してきている。

そういう意味では、②にあるような定員を設定した場合に、少人数の1号定員を設定する場合だけではなく、少人数の場合の2号定員のあり方もあると思われ、その中でチーム保育や満3歳児対応、1号のみ、2、3号のみという加算がある場合は、公平性の観点から平準化の対応を求めたい。加えて、保育所にもチーム保育の加配や加算についてご検討いただきたい。

また、先ほど北條委員から「日本全国で自治体の超過負担なしで通常の運営ができる保育所が存在するのか」との意見があったが、日本全国のほとんどの自治体に存在する私立の保育所は通常の超過負担なしで運営しているということを示述べておきたい。ある一部の財源の豊かな地方自治体では、国基準以外のものを負担しているかもしれないが、ほとんどのところが国基準に基づいている。だからこそ、新制度の中で、全国どこにいても子どもたちが育つような質と量の確保、財源の確保を保育所関係者は求めてきたことをご理解いただきたい。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、坂崎委員、お願いします。

○坂崎委員 今回の当面の対応の基本方針について、こういうふうに最大努力するということが書かれましたので、そのことについてはとてもいいことだなと思う反面、①も②も③も、これらに関する議論を相当してきたわけですので一言、話をします。

変な言い方をしますがけれども、例えば現行の幼保連携型が2つあって、そこで施設長が2人いる問題というのは随分前からわかっていたわけです。③番目の定員規模に応じた各種加算につきましても、保育所が最大額171人以上という単価をつくっているときに、その説明をほかの施設にもしています。②のことについても説明をして、結果的にそういう仮単価が出てからこういうような問題が露見したように書かれています。本来はわかっていたことだと思います。きちんと議論されたものが後からどんどん変更されていく事は少しおかしいと思います。

厳しいことを言いますが、多くの関係者がわかっていたということを前提条件に私は単価が組まれたのだらうなと思っておりまして、これらの事をたくさん聞かれたときには審議時点で理解していたはずと答えていましたが、現状ではそれでは実際にはなかなかできないと思いますので、特に①に関しては、私が何度か認定こども園の過程の中で副園長の位置というものをきちんとしたほうがいいのではないかと、認定こども園が小さい認定こども園と大きな認定こども園では、多分幼稚園もそうだと思いますけれども、副園長、教頭の

あり方が随分違うので、極端な話、何人以上必置でなければできないのだろうかという話を1回しています。

②に関しては、現行の保育所におけるところに行われているものか、学校教育で行われているものとどういうふうに齟齬がないのかということを引きちんと出してくださることによって公平性の観点というものが出ると思います。そうでなければ、単純にお金だけをそろえるというだけではなくて、この施設、保育所というものの施設の意味合いが認定こども園や幼稚園の持っているある種のもの非常に近い、そういうところできちんと説明をしていただければありがたいと思いますし、③に関しては、やはり定員規模に応じた、今まで幼稚園であれば定員が多ければ収入が多かったわけですから、それらのことが勘案されることが基本だと思います。

2つ述べて終わります。1つは、やはりこういうことを考えてみますと、財源というものが一番大きな話であって、現実的にはあと4,000億足りないという話をしているときに、今、清原委員も、また渡邊委員もたくさんの方々がお話ししてくださいました消費税導入延期の問題については、やはり国民、特にこの制度が進むに関してそのようなことで財源がとれないという、更に多分この制度そのものがストップしてしまうのではないかとするのは非常に大きな危機感を持っておりますので、そのことについてやはり政府も、また官僚の方々も、私たちのような委員の方々も1つになってそのことについては進めていただきたいと思えます。

もう一つは、私はせっかくこういうような子ども・子育てという新制度を幼稚園、保育所、認定こども園、そして地域型の事業というものがそれぞれの役目を担いながら1つの方向に向かってきちんと進んでいくのだという強い思いがないと、進まないと思います。今の乳幼児期、少子化を迎える中であって、各保育所がこうだとか、幼稚園がこうだとか、認定こども園がこうだとかという自分のことを言っている時代ではないのではないかと。皆さんがもう少し心を合わせて、新しい時代を、新しい仕組みに向かって努力をしていくのだと、その結果、たくさんの方々の乳幼児期の子どもたちの安全・安心、教育をするのだという気持ちに立たなければ、このような大改革は進まないのであります。いろいろな文句はあると思いますが、少し皆様方と一緒にいい方向に進んでいく、いいものをつくっていくというものを基本、今ごろ言うのはおかしいのですが、そういうことが一番大事なのではないかなと一言申し述べさせていただきます。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、榊原委員、お願いいたします。

○榊原委員 大幅に遅れて参りまして申しわけありません。今日の説明は聞けなかったのですが、事前に事務方からざっと内容を伺っていることに基づいて意見を述べさせていただきます。

この認定こども園の状況に対する対応については、政府で特段の検討をなさり、予算編成の中で何らかの結論を出していこうと努力していただいていることについて感謝申し上げます。

す。ぜひ形にさせていただきたいと思っています。

というのは、以前も申し上げたことですが、認定こども園の認定返上という動きは、新制度のそもそもの理念から照らしてあってはいけないことのはずなのです。これはこども園をやっていらっしゃる方たちだけの問題ではなくて、新制度を支持し、消費税引き上げに協力した国民に対しても一体何をこの新制度はやろうとしているのかということが見えなくなってしまうという非常にデメリットが大きい、そういったような事態になっているということを確認したいと思います。なので、先進的に取り組んでこられたこども園の事業者の方々が、不安を抱えたり混乱したりするようなことがないように、予算の編成過程でまずは素材を出していただきたい。

例えばもし今のこの今年度の状況の中では何がしかの限界があるのだったら、せめて数年以内にはこうしていくというような方向性を示す、そういったような世の中全体に一体新制度がどちらに進もうとしているのかということがきちっと伝わるような発信の仕方を併せてお願いしたいと思います。

もう既に議論が終わったことだと思うのですが、議事の1つ目の特例給付について一言だけ。特例給付についてこういうふうにくみ細やかに対応してくださるのが日本の行政のすごいところだと思って資料を読ませていただいたのですが、考えてみたら、これはものすごく行政コストがかかっているのです。これに実際に現場で取り込まれる市町村の方たちの事務作業量を考えると、本当にくらくなるようなことが起きていると思われまます。これは、認定を受けた1号、2号、3号に照らした適切な施設がない場合には、その子どもたちが困らないようにこうしてあげようという、ある種きめ細かい配慮であって、ぜひこのとおりやっていただきたいと思うのですが、目線を引いて考えた場合に、こんなことに多大なコストをかけている場合なのでしょうか。人口減でどうやって子どもたちを安心して健やかに育ててもらえるような環境をつくっていくのかというところに今みんなでエネルギーを注がなければいけないときに、こんなところにエネルギーを注いでいる余裕はあるのかという感じがしています。

つまり、子育てに不安を抱かないような社会にしていくということが人口減に取り組み始めた政府においても非常に重要な課題になっていると思う中、新制度が果たすべき役割としては、極力事業者の皆さんも、もう子どもたちが右往左往、あちらの施設からこちらの施設、こちらの施設からあちらの施設というふうに認定が変わるたびに動かなくてもいいような、保育も幼児教育も子育て支援もきちっとやるようなこども園に実態として収れんされていく、というような方向性で事業者の一人一人、地域の自治体一つ一つ、皆さんやはりもう一段の努力していく必要があるのではないかと。それは発足である2015年度に間に合わなくても、その先のことも含めてぜひ皆さんで考えていっていただきたい。先ほど坂崎さんがおっしゃったことと似たこともあるのですが、そういうことを行政だけに向けてだけではなく、子ども・子育て会議としてぜひ目指していきたいなと思います。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、駒崎委員、お願いします。

○駒崎委員 駒崎です。よろしくお願いします。

先ほどの文科省の方の御返事にかぶせて質問させていただくのですが、法改正が必要ということは、この臨時国会にかけなければいけないとなると11月末までですね。そうすると、あと1カ月とかなので、事実上難しいのではなろうかという懸念を先ほどの御回答で持ってしまったのですが、それに関してはいかがですかということを知りたいと思うのが1点です。

また、皆さん財源問題、消費税増税10%が不透明化している、どうなるのだという御懸念をおっしゃっていました。私も全く同感であります。もし、財源なかりせば、この制度というのは全く成り立たないということになりますし、待機児童解消などは夢のまた夢、そして、多くの子育て家庭が非常に困るという状況になってしまいますので、ぜひとも財源というのは確保していただきたいと思っております。まかり間違っても増税が難しいということになったとしても、代替財源というのは絶対に確保していただきたいと思っております。例えば配偶者控除の廃止で数千億というのは増収しますので、それを全額子育て支援に当てるなど、官僚の皆さんはそうした御知見がございだと思いますので、必ずや財源をきちんと確保し、この子ども・子育て支援新制度がつつがなく進んでいくよう私からも重ねてお願いしたいと思っております。

そして、認定こども園という問題に直接かかわりつつ、また認定こども園だけでなく多くの保育所、幼稚園にかかわることですけれども、前回も提起させていただきましたが、騒音問題に関してぜひ御検討いただきたいということを重ねて申し上げたいと思っております。

実は、今、複数の基礎自治体の方とお話ししていく中で、保育課の担当者の方が悩まれていることの1つがまさに騒音問題なのです。住民の反対運動が過激化しているという状況があつて頭を悩ませています。例えば、私、資料に書きましたけれども、先日の産経新聞の報道では、こうしたタイトルで書かれています。「子供の声は『騒音』か…脅迫、訴訟、保育所そばに『ドクロ』『般若』の看板まで」というようなタイトルで、要は逮捕者も出たという話なのです。東京都の国分寺市ですが、認可保育所近くの路上で園児を迎えにきた保護者に手斧を見せ、地面に数回振り下ろすなどして脅迫したとして、近所の無職の男が暴力行為処罰法違反の疑いで逮捕された。園児の声がうるさい、帰り道に近所のアパートに入り込んでいた、対応しないなら園児の首を切るぞなどと職員を脅したということを言っています。

これは過激な事例ですけれども、実際これに似たような、近似するような事例というのはぼこぼこ挙がってきているのです。私どもの施設にもパイプ椅子を持って怒鳴り込んでくる人とか出始めてきていて、既に常軌を逸している状況になっております。

こうしたことに対して防音化支援の政策メニューをつくるであるとか、あるいは子どもの声を騒音とみなさないような、ドイツにありますけれども、特措法等を制定していくということが必要なのではないかなと思っておりますので、まず第一歩として、こうしたことを検討する研究会みたいなものを発足していただけないかなと切に要望したいと思っております。どうぞよろしくお願いします。

○無藤会長 ありがとうございます。



それでは、いくつ御質問がありましたので、どうでしょうか。

では、長田参事官。

○長田参事官 貴重な御意見等々いただきまして、ありがとうございます。

まず、私のほうから2点ほど申し上げさせていただきたいと思います。

非常に多くの方からいただきました財源確保の問題でございますが、全く私どもとしても認識としては皆様方と一緒にございます。年末にかけまして引き続きしっかりと汗をかいていきたいと思っておりますし、また、そのこととの兼ね合いも含めて、本日お示しをいたしました3ページの基本方針に沿った適切な対応の実現に向けて努力してまいりたいと思っております。

2つ目でございますが、1ページ目のところで、減少要因のところの認識について補足をさせていただければと思います。

まず、1つは北條先生から御指摘をいただきました3つ目のところというのは認識が違うということでございます。これはこのことで全ての事象を説明できるということではございませんで、あくまでそういうケースもあるということとして挙げさせていただいております。質改善後の単価でもなお大規模園などの問題については一定残り得るという認識でおるということは補足をさせていただければと思いますのと、私学助成との関係につきまして、これまでの私どもの説明が何か都道府県に責任があるような感じでの受け取られる印象があるとするれば、その点については言葉足らずということでおわびを申し上げたいと存じますけれども、どうしても私学助成の配分なり水準にばらつきがある中で、統一的なルールを適用しようとする、そこにどうしても限界が生じるというところでございます。ただ、これまで逆に言うと、それぞれの自治体における切磋琢磨の中で充実をさせていただいているところにつきましては、これもお願いということになりますけれども、ぜひ各自治体においてその質というものを保障していただくということについての御尽力をお願いできればと考えている次第でございます。

○無藤会長 どうぞ。

○淵上幼児教育課長 文部科学省でございます。

幾つか御指摘をいただきましたので御説明させていただきます。

まず、駒崎委員から災害共済給付について重ねての御確認でございますけれども、スケジュールについては、少し担当課に確認をさせていただきたいと思います。ただ、私の理解で申し上げますと、一般論として災害共済給付制度自体は、もともと学校の活動下、管理下における災害についての給付事業として始まっておりまして、そういう法律のつくり方になってございますので、その全体の構造の中で、この事業をどういうふうに位置づけるのかという法的な論点をクリアする必要はあろうかと思っております。

したがいまして、恐らくその法律の作業というのが必要になってくるかと思うのですけれども、その論点の整理について、担当課同士で現在詰めているということだろうと思っております。スケジュールについては引き続き担当課に確認をしてまいりたいと思います。

○駒崎委員 すみません、それはわかっているのですけれども、来年4月から始まって臨時

国会は11月末なのであと1カ月ということで、その法的な整理と、実際に法改正するのだったら条文を書いて出してということをしなくてはいけないので、それがされなければ来年の4月から公的保険はないという状況に陥るといふことのある種の危機感みたいなものをぜひ共有できたらと思っているということ付記させていただきたいと思います。

○淵上幼児教育課長　そういう御意見を担当課のほうにきちんと伝えさせていただきたいと思います。

それから、北條委員から幾つか御質問がございました。

まず、お茶の水女子大学の認定こども園の開設についてでございます。委員御指摘のとおり、国立大学法人自体が認定こども園の設置者になるということ自体は法的には許容されておりますので、そういう判断というのはそれぞれの大学法人の御判断としてあり得る話だと思っておりますけれども、今回の私どもが聞いておりますお茶の水女子大学の認定こども園については、文京区立の保育所型認定こども園を大学の敷地内に開設をして、区からの大学への業務委託という形で実施をされると聞いているところでございます。お茶の水女子大学としては、これまでの大学における教育研究活動の実践と成果、これを社会還元していく、これを1つの責務として捉えていくということ、あるいは幼児教育・保育に関する教育研究をさらに進める観点から、0歳児からの教育カリキュラムの開発といったようなことにも資するというので、区と連携をして進めていくと承っております。これも大学の役割の果たし方の一つかなと認識をしているところでございます。

意見書で幾つか御指摘をいただいている点でございます。

まず、1番の(2)の点でございますけれども、これも先ほども内閣府からも御報告を申し上げていますが、この御指摘についても今回お示しをさせていただいております基本方針に沿いまして検討をしてまいりたいと考えております。

2番の公定価格についての整理の問題でございますけれども、委員も御指摘のとおり、公定価格につきましては、教育・保育に関する通常要する費用を勘案して設定するとしているところでございます。これに加えて、教育・保育の質を高める観点から、さまざまなそれぞれの園独自の活動をするという場合には、それは公定価格の対象から上回って、特定負担額としてそれぞれの園でやっていただくという整理にしているところでございます。

また、実費徴収についても、通常必要とされる経費でありますけれども、保護者に負担を求めることが適当と認められる文房具類などのものについて位置づけているということでございますので、御理解賜ればと思います。

2番の(2)のところでございますけれども、たびたび御指摘をいただいております利用者負担額が逆転しているといった御指摘もございます。これも課題として認識をしておりますけれども、さらなる軽減については財源の問題もございますので、そこも併せて検討していく必要があるかと思っております。

また、各市町村の取り組みによって利用者負担額が幼稚園、保育所、公立、私立、そういうふうな観点での課題もあるということでございますけれども、各市町村で定めていただく利用者負担額につきましては、現在の徴収額や保育料、あるいは各施設の役割、意義、ある

いは幼保間、公私間のバランス、激変緩和、こういったもろもろの状況を考慮の上、最終的に市町村が御判断いただくということだろうと考えております。この考え方につきましては、これまでも既にFAQでもお示しをさせていただいておりますし、また今後とも必要に応じて機会を捉えて説明を尽くしてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

ほかにはどうですか。

○南幼保連携推進室長 厚生労働省でございます。

北條委員御提出の御意見書の大きな3番、私立保育所の委託費についてお答えさせていただきます。

私立保育所につきましては、国会での法案修正も含めました審議の結果、現行の児童福祉法に基づく保育の実施の仕組みを踏まえまして、新制度におきましても市町村からの委託による保育を実施するという仕組みになったところでございます。したがって、私立保育所を利用することにつきましては、保育所ではなく市町村との契約に基づき保育が提供され、利用者負担は保育所から市町村が直接徴収するということが、個人給付ではなく市町村から保育所へ委託費として支払われるということになっているところでございます。

法律上、この委託費が支払われる私立保育所につきましては、施設型給付費は支給されないということになっておりますが、委託費の金額につきましては法律上施設型給付費と同じ考え方に基づいて基準を策定する、こういうことになっているところでございます。

以上のように、法案策定過程におきます諸般の事情によりまして、当初の政府提出の法案とは異なる形となりましたけれども、我々行政府といたしましては、立法府の判断により立法された法律にのっとりまして、私立保育所の委託費の公定価格基準などにつきまして、施設型給付費の公定価格基準と合わせて、この子ども・子育て会議においても議論してきていただいているところでございます。

駒崎委員から、保育所の騒音問題につきまして御指摘いただいております。保育所の騒音が原因で保護者が脅迫されるという点は大変由々しき問題だと思います。こういった問題点につきまして我々も共有させていただきまして、今後、そういった問題についてどういうふうに対応すればいいのかというのを我々としても勉強していきたいと思っております。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

よろしいですか。それでは、そろそろ時間でもありますので、ここまでにさせていただきたいと思っております。

次回の日程につきまして、事務局からお願いいたします。

○長田参事官 本日も長時間にわたりましてありがとうございます。次回の開催につきましては、追って御連絡をさせていただければと思っております。

なお、今日、参考までに説明は省略させていただきましたけれども、いよいよ住民の方への広報というのが大事になってまいりますが、国としての取り組み状況をおまとめした資料

として参考資料1、また、3月にお配りをしたなるほどブックの9月改訂版というものをつくりましたので、それも参考までに配付をさせていただいております。

どうもありがとうございました。

○無藤会長 ありがとうございました。

それでは、「第19回子ども・子育て会議、第23回子ども・子育て会議基準検討部会合同会議」を終了いたします。お疲れさまでした。

～ 以上 ～